

薬物乱用防止に関する情報～厚生労働省ホームページより～

平成 26 年 4 月 1 日より指定薬物の所持・使用等が禁止になります

平成 26 年 4 月 1 日より指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが新たに禁止されます。

違反した場合、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

厚生労働省では合法ハーブ等と称して販売される薬物（いわゆる脱法ドラッグ）対策として、脱法ドラッグに含まれる成分のうち、幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、薬事法に基づき厚生労働大臣が「指定薬物」として、これまで 1,300 物質以上を指定し、規制を行ってきました。

薬事法により、指定薬物の輸入、製造、販売、授与、販売若しくは授与目的での貯蔵又は陳列については禁止されていましたが、所持、使用等について特段の規制がなく、指定薬物を含む脱法ドラッグを安易に入手し使用する事例が数多く報告され、急性毒性や「依存症候群」等の精神症状を発現した事例、交通事故等による他者への危害事例が頻発しています。

厚生労働省では、このような状況に対応し、新たな乱用薬物の根絶を図るため、指定薬物の輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入、譲り受けについても禁止されました。

詳しくは厚生労働省ホームページを確認してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

[お知らせ](#) [薬物乱用防止の政府・厚生労働省の取り組み](#)

[薬物乱用防止の相談窓口](#) [薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」\(啓発資料\)](#)

[薬物乱用防止キャラバンカーの申し込み](#)

[医療用麻薬・向精神薬の適正管理](#) [薬物関連の法令等](#)

[大麻のこと](#) [違法ドラッグのこと](#) [麻薬・覚醒剤行政の概況\(2013\)より](#)

[その他](#) [サイト\(リンク\)](#)

指定薬物検出製品例「法ハーブ」「合法アロマリキッド」「合法パウダー」等と称して販売される製品にも指定薬物をはじめとした身体に有害な成分が含まれている場合があるため、決して購入したり、使用したりしない事を伝えましょう。



この他多くの画像が掲載されています。

学校での薬物乱用防止の講演を行う時の資料として活用したり、配布資料として冊子やポスターなど活用をしてください。学園祭、文化祭、参観日等でキャラバンカーを活用する事もできます。

文責 守谷まさ子